

主題名

「考える力」を育てる授業づくりに関する実践研究
～ 6年政治単元「あなたは未来の裁判員」の実践を例に～

岡山県教育委員会津山教育事務所教職員課 高岡昌司

はじめに

本稿でいう「考える力」とは、社会事象や資料などの知識をもとに、思考力や判断力、表現力を使って問題解決する力である。社会科の授業場面において、社会事象をもとに、その解釈（意味）を議論する学習を保障することと捉えている。

考える力を育てる授業の視点

考える力を育てるためには、仲間や教師との対話が不可欠である。特に、事象に対する意味や価値について交換したり共有したりする学び合いの場を重視している。子ども同士や教師と子どもで批判、検討し合い、共同で意味形成を行っていく場である。子ども自身によって発見、創造されることで、実感をともなった深い理解に結びつく。

次に、考える力を育てる具体的な視点として、

視点	「事実」と「考え（解釈）」を意識させる。例 根拠を明確にする
視点	意見（立場）を比較させる。例 自分の立場を明確にする。対立場面
視点	「考え」を自己モニタリング（メタ認知）させる。例 イメージマップ

以上、視点 ～ を意図的に学習活動に組み込む。

視点は特に、学び合いの中心となる議論の場に仕組む。視点は、単元を通して数回設定する。いずれも、漠然と意見を発表させるのではなく、考える力を育成する視点を教師と子どもが共有化し、意識化するということである。

実際の授業 6年社会科（政治単元）「あなたは未来の裁判員！」¹⁾

1 授業づくり

本教材の中心である裁判員制度は平成21年5月までに実施されることが決定した司法制度改革の一つである。法律の専門家ではない一般国民の感覚が裁判の内容に反映され、その結果として国民の司法に対する理解と信頼がより深まることが期待されている。裁判員制度は国民主権や民主主義につながる考え方がその本質であり、これまでの三権に対する委託民主主義から参加民主主義への転換が目的であると言われる。

本単元「あなたは未来の裁判員」では、裁判員制度を中心に、個人と社会のかかわ

りや日本国憲法をもとにした社会の仕組みを学習することを通して、ルールや法、司法制度など法教育を学ぶ機会とする。法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義される。法律の条文や制度の理解を目的にするのではなく、法やルールの背景にある考え方や価値観、司法制度の働きや意義についての理解を深めることがねらいである。

指導要領社会科編6年の2内容(2)にもとづき、我が国の民主政治が日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深くかかわっていることを国民としての権利や義務など具体的なことがらを通して学ばせたいと考えた。そのためには、日本国憲法の理念や基本的な考え方を具体的な事例をもとに疑似体験や討論を活用しながら考える学習が求められる。模擬裁判や討論などの学習はまさに、様々な角度から情報を収集し、合理的な根拠をもとに判断し、他の人に納得してもらおうプロセスを踏むという点から、考える力の育成に大きくかかわるのである。

指導にあたっては、テーマを第一次「裁判員制度について知ろう」-(道徳)「オオカミなんてこわくない(模擬裁判)」第二次「裁判員制度の必要性について考えよう」-第三次「裁判員制度小学生版ポスターを提案しよう」と設定した。

2 単元目標

裁判員制度をもとに法や裁判に関心を持ち、国民主権や民主主義につながる考え方について、意欲的に調べ、自分の考えを主張できる。(関心・意欲・態度)

裁判員制度を例に司法の現状や課題に対して、社会的事象を根拠にして討論する中で、様々な立場に立った客観的で公正な判断ができる。(思考力・判断力)

法の支配の意義を実感し、裁判のしくみや、選挙権と同様に全国民が司法へ参加していくことの意味を理解できる。(知識・理解)

3 学習の実際的展開

【第1次 裁判員制度について知ろう(3時間)】

裁判員制度を知っている子はほとんどいなかったなので、ここ数年の新聞記事を紹介し、近い将来自分たちも裁判員になる可能性があることを知らせた。裁判は裁判官や弁護士など司法試験を合格した頭のいい人がやるものだというイメージが強かったようでおおいに驚いていた。すぐに興味を持った子も多く裁判員制度の仕組みや役割(被告や検察官等)、裁判の進め方などについて調べることにした。ここでは法務省が作成

している HP「裁判員制度 for キッズ」やインターネット動画、子ども向けのパンフレットなどを活用して進んで調べた。わかったことをイメージマップに図式化しながら、テレビドラマ等での裁判風景を想起させ、裁判や裁判員制度の概略をまとめた。

【道徳 「オオカミなんてこわくない」(模擬裁判) 2時間】

裁判の様子は見たことがあってもなかなか子どもたちにとって実感がわからない。そこで道徳を活用し、模擬裁判をすることにした。実際の弁護士(茨城弁護士会:後藤直樹氏)がつくったシナリオ「オオカミなんてこわくない」をもとにロールプレイを行った。宿題で保護者の考えも聞いてくることで、家庭も巻き込んだ裁判員制度の議論へとつなげることをねらった。実際、子どもと保護者の意見が食い違い対立するケースもみられた。最終的には子どもと保護者の判決が真反対になり盛り上がった。

【第2次 裁判員制度の必要性について考えよう(5時間)】

模擬裁判を行った感想から裁判員制度について疑問点を出し合った。「実際の裁判は難しい」「本当に正しい判決が出せるか不安」「なぜ全員が参加しなければいけないのか」「仕事があるので裁判に参加する暇はない」等、裁判員制度に対する導入の意味や不安な声がたくさん出された。

そこで、学級の共通の疑問として、「裁判員制度は必要か」について調べることにした。教科書や資料集などの資料は少なかつたため、実際に裁判所や法務局へ電話をかけたり出かけたり、町の人へインタビューしたりするなど似た意見の者同士でグループをつくり追究活動を行った。その上で、裁判員制度に対する自分の立場を明確にさせた。必要派と必要でない派がほぼ半数に分かれて議論を行った。議論の中で世論や国民主権の視点も出てくるなど裁判員制度を通して日本の社会に対する考えも出された。これからは社会をつくっていく一員として、社会の仕組みや制度について、積極的にかかわり、その有用性や影響を考えることが大切であるとまとめた。

【第3次 裁判員制度小学生版ポスターを提案しよう(2時間)】

子どもたちなりに議論した内容を振り返り、裁判員制度のねらいを裁判員制度小学生版としてポスター(パワーポイント使用)にまとめ、裁判所へ提案した。

考える力を育てる授業としての考察 ~視点の考察~

「裁判員制度は必要か」について、第二次第4時の授業の一部をビデオからの逐語記録を示し、考察を行う。その際、子どもたちの発言については、本質的な箇所を収録することとし、部分的に省略した。実際の授業の中で、対話を通して、どのように

考える力が生成されていくのか、その過程を考察対象とする。

議論の場では、特に視点 を意識し、裁判員制度についてメリットとデメリットを比較して必要性を考えさせた。中心となった主な2つの論点を以下に示す。

論点 「裁判の短縮で、判決がいい加減にならないか。」の場面

- C 5 : 社裁判所で聞いたことだけど今は刑事裁判するのに平均3.2ヶ月かかるということだけど、3日間で終わるから、そんなに負担にならない。平成17年の統計データだったら兵庫県で裁判員になるのは4900人に1人だから裁判員になる可能性はかなり低い。
- C 6 : 3.2ヶ月かかっていたのが3日になるということは裁判が適当になるような気がする。
- C 7 : つけためで、裁判員は裁判に関わり始めた日から3日以内っていうけれど、それじゃあ結局は裁判官が決めてしまうんじゃないの。
- C 8 : 4900人に1人でも、可能性はないわけではないから確率で判断するのはどうやろう。
- C 5 : 適当になるって言ったけど、今まで3.2ヶ月かかっていたのは、裁判官が少なく毎日のようにいるんなら裁判をしなくてはいけなかったから時間がかかった。けど、裁判員は6人つくから、裁判官は自分の裁判だけ考えればいいので適当にはならない。
- C 9 : 裁判官が増えるわけじゃないから、裁判員ばかり増えても話し合う時間は変わらない。
- 教師 : なるほど。みんなそれに関する資料はないの？ 思いだけでは、みんなが納得できない。
- C 10 : 例えば、子どもが刺されて、別の母親が裁判員になったとしたら、情がうつって場合によって変わったりする。裁判官みたいに徹底的に中立になれないからやめた方がいい。
- 教師 : 場合によっては判決が甘くなるとか厳しくなるっていうことだね。
- C 11 : 話が戻るけれど、資料見つけた。大阪地方裁判所からもらった資料だけど、デメリットのところで、今まで重大な事件の裁判は時間のかかるものもあったけど、裁判員制度では毎日とか週に何日など集中して行うことによって審議期間が短くなることから、C7が言ったようなことはない。
- 教師 : 適当になるんじゃないかっていう意見に対して、みんなどうですか？
- C 12 : 集中的にやるだけで適当にはならない。
- C 3 : 裁判所で聞いたことで、どちらの意見もわかってくるっていったし、情がうつるっていう意見に対して、裁判官一人だけで話し合う訳じゃなくて、みんなで話し合う訳だから。
- 教師 : 裁判官が3人、裁判員が6人の9人だね。
- C 3 : 一人が情に流されたとしても、判決が変わる訳ではない。
- C 12 : 情がうつったとしても、一人の情がうつるのではなく、両方の情がうつると裁判官の人が言った。
- C 13 : 「判決が甘くなる」というのに反対で、裁判官の人も国民の意見も取り入れて裁判をしたいと言っていたけれど、国民の意見が入っているからこそ判決が甘くなったり厳しくなったりするんだから、そうなることが裁判員制度の取り組みのねらいだと思う。逆にいいんじゃない。
- 複数 : そうそう。国民の意見をいれるんだから。
- C 14 : 社裁判所で聞いたことだけど、人を裁くことに抵抗はないかってことだけど、人を裁くのではなくて罪を裁くから抵抗はないと聞いた。

C 5 児は裁判官から聞いた裁判期間の短縮と資料から裁判員になる確率の低さなど具体的な数値を挙げて必要ない派の不安に応えようとした。C 6 ~ 8 児、C 9 児は短縮することへの危惧や裁判官の仕事量は変わらない等の理由から納得していない。C 10 児はさらに裁判員が中立な立場に立つことは難しいことを主張している。感情的な発言に偏らないよう教師はここで発言の根拠となる資料へと意識を向けさせた。C 11 児が裁判所の資料を提示し、集中審議をすることで時間短縮なることを主張した。C 3 児が複数で話し合うことの意義を主張したことからC 12 ~ C 15 児はC 10 の主張への反論を裁判所での聞き取りを根拠に行った。C 13 児は国民の意見を入れることが裁判員制度のねらいであり甘くなったり厳しくなったりすることにこそ意味があるというそれまでとは逆の発想で反論し、多くの支持を得た。根拠を意識させることで、事実として得た調べ学習での資料や、裁判官・地域の人々の発言に対して、意味づけた解釈(意見)が見られた。ここに考える力である思考力や判断力が発揮されている。

次に、論点 「裁判員制度は国民主権を無視しているのか。」 についての場面

C 17: 国民の75%ってということは国民の4分の3が嫌って言ってるから国民主権に反するし、国民主権を無視していると思うので必要ない。
 教師: 国民主権って何?
 C 18: 国民が権利を持っていること。
 教師: それに反するんじゃないかってことだね。このことを、「必要」の人はどう思う? 逆に「必要」の中に国民主権を挙げた人がいるね。座席表見て。その中にC12の意見で裁判員制度は主権が国民にあるということを示すものであるって書いていたけど、何でそう思ったの。
 C 12: 主権のことだけど、今まで裁判官とか弁護士などの頭のいい人だけでやる感じだけど国民主権で国民に裁判をさせることで変わる。
 教師: 今、同じ国民主権をめぐる考え方が違うのが分かりますか? C17の意見に賛成の人。C12の意見に賛成の人。同じ意見の人同士で話し合います。
 (小グループでの話し合い)
 教師: じゃ出たところまでいいから教えて。
 C 9: 国民に任せることはいいけれど、制度には反対しているから国民主権ではない。
 C 11: そのアンケートは裁判制度をしたくないと言っているだけで、必要ないと言っている訳ではない。刑事裁判がよくなることもあるから、「やりたくない」という意見と、国民主権は別のものだと思う。
 C 19: 「必要ない」方でやりたい人だけやればいいっていう意見に賛成で、無責任な気がするけれど、75%の人がやりたくないと言ってるから強制はよくない。
 C 8: 全員参加って言うけど、抵抗が大きすぎる。
 教師: でも、一部の人だけではだめだって言ってるんだよね。
 C 11: 前にも言ったけど、裁判のことを国民がもっと知って、より良い社会を作っていきたいから、やりたい人だけではいけない。
 教師: やりたい人だけでなく、全員で社会を作っていくってこと。みんなが主役。
 C 20: そのために裁判員制度を作った。
 C 21: 今は必要性について考えているから、「参加したくない」という意見は関係ない。
 教師: 社会を作っていくという点で裁判員制度の必要性を考えたね。今、政治にどうやって参加してる?
 C 21: 選挙。 複数(あつ、選挙か)
 教師: 選挙だね。政治に国民がどうかかわっていくかってことだね。その必要性について今は話をしているということです。
 C 22: そう、だから人の気持ちについては話してない。
 C 23: アンケートは「したくない」という意見で、制度をなくせとは言ってない。やったとしても国民が出るのは第一審だけに限られる。
 C 24: 他国に比べて裁判官が少ないから、僕ら国民を穴埋めに使われている感じがする。
 教師: 時間がきました。今までの意見を聞いて「必要」か「必要ない」かの立場を再度考えて、その理由をまとめてください。(振り返りカード記入後、授業終了)

C 17 児の「国民主権を無視している」という発言から国民主権に対する捉え方の議論になった。必要ない派は主に、「75%の人が裁判員になりたくない」という世論調査を根拠に主張した。これに対して、C 12 児は裁判に国民が参加することが国民主権であると主張した。そこで教師は国民主権をめぐる捉え方が違うことを確認し、C 17 と C 12 のどちらの意見に賛成か尋ね、同じ意見同士で相談の時間をとることにした。視点 を意識して、対立場面を設定した。



45分間ずっと座学というのではなく、同じ立場や意見同士で自由に相談をしたり、小グループでの話し合いをしたりする場面をもつことで議論はより活発になった。

その結果、必要ない派からは制度に反対していることが多いことや、国民の気持ちを尊重するべきということから裁判員制度が国民主権になっていないという主張を展開した。一方の必要派からは、世論調査の「参加したくない」(気持ち)と制度の必要性の意見を整理した上で、必要ない派が

主張する「75%の人が裁判員になりたくない」という根拠は裁判員制度の必要性の議論とは結びつけられないものであるという意見が出された。国民が裁判に参加することは社会をつくっていくことであるという主張を行った。選挙同様、政治に国民がかかわっていくことが国民主権であると捉えた。世論調査の結果に対する議論では、意見がわれたことで、同じ資料（事実）でもその解釈や意味づけは異なるということを経験する機会となった。



また、視点 として、単元の中で、事象からイメージすることをウェブ図として表すイメージマップを数回かいた（左図）。自分の考えを整理し、認識の広がりや変容について自己モニタリング（メタ認知）するためである。A 児のイメージマップでは、裁判員制度は必要の立場からその

根拠や理由、必要ない派の意見などを整理してまとめている。A 児は友達の意見と比較したり、相手を納得させたりできるような客観的な捉え方がうかがえる。このように核となる学習活動の前後にイメージマップをかくようにした。A 児の記述より

「前に比べて裁判員制度の情報が増えた。例えばどうして裁判員制度をするのかとか、どうやって選ばれるのか、メリットやデメリットなどがわかった。私は必要だと思うから、必要でない派の意見に対して答えられるようにくわしくまとめた。」

おわりに

本稿では、社会事象をもとにそれぞれの解釈（意味）を議論する場面の保障をする中で、考える力を育てる授業づくりの視点として視点 ~ を考察した。追究活動や議論の場では、主に視点 を意識させること、単元を通して、視点 の活動を位置づけることが有効であると実感した。視点 では、より説得力のある根拠にするために、疑似体験やインタビュー活動を取り入れた。自分の考えを整理した上で、根拠を示した主張となり、論点を絞ることができた。また、視点 ではイメージマップを活用した。複数回かいたイメージマップを比べることで、主張の根拠やつながり、認識の深まりを自ら分析して客観的に捉えようとする姿が見られた。

一方で、感情と事実との判断が難しい場面があった。感情的に話している子に対して、客観的に納得できるような資料や働きかけの手立てがさらに必要である。

最後に、教師が子ども達との学び合いの中での意味形成の場を重視し、楽しむ事が大切である。子ども自身によって発見、創造され、教師も子どもも共に考える力を育てる授業をめざしたい。今後も考える力の育成の視点を探っていきたい。